◇**宮内庁組織令の一部を改正する政令**（政令第四〇号）（宮内庁）

1　長官官房の宮務参事官一人を廃止することとした。（第三条及び附則第六条関係）

2　この政令は、令和元年七月一日から施行することとした。

◇**関税法施行令の一部を改正する政令**（政令第四一号）（財務省）

1　最近における国際航空路線の開設の状況等に鑑み、花巻空港を税関空港に指定することとした。（別表第二関係）

2　この政令は、令和元年七月一日から施行することとした。

◇**著作権法施行令の一部を改正する政令**（政令第四二号）（文部科学省）

1　相続その他の一般承継による著作権等の移転の登録に係る規定の整備

㈠　相続又は法人の合併による権利の移転の登録は、登録権利者だけで申請することができることとした。（第一八条関係）

㈡　登録の原因が相続その他の一般承継による申請の場合に申請書に添付する資料を定めることとした。（第二一条第一項関係）

2　併合申請及び添付資料の省略に係る規定の整備

㈠　二以上の登録は、登録の目的が同一である場合に限り、同一の申請書で申請することができることとした。（第二〇条の二関係）

㈡　同時に二以上の登録の申請手続を行う場合において共通する添付資料がある場合には、一方の手続における資料の添付を省略することができることとするとともに、他の登録の申請の手続において既に添付している資料で内容に変更がないものについては、資料の添付を省略することができることとした。（第二一条の二関係）

3　申請者への通知に係る規定の改正

登録を完了したときに申請者に送付する通知書に記載する日付を、登録の年月日から申請の受付の年月日に改めることとした。（第二四条関係）

4　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条及び附則第三条関係）

㈡　この政令は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第七二号）の施行の日（令和元年七月一日）から施行することとした。

◇**工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令の一部を改正する政令**（政令第四三号）（経済産業省）

1　題名

政令の題名を「産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令」とすることとした。

2　登録認証機関等に係る手数料の額の改定

鉱工業品及びその加工技術に係る認証機関並びに製品試験に係る試験事業者の試験所の登録等に要する実費を勘案して、登録認証機関等に係る手数料の額を改定することとした。（第一条、第二条、第五条及び第六条関係）

3　電磁的記録及び役務に係る認証機関の登録申請手数料の額

電磁的記録及び役務に係る認証機関の登録等を受けようとする者が納めなければならない登録申請手数料の額等を定めることとした。（第一条及び第二条関係）

4　電磁的記録試験に係る試験事業者の試験所の登録手数料の額

電磁的記録試験に係る試験事業者の試験所の登録等を受けようとする者が納めなければならない登録手数料の額等を定めることとした。（第五条及び第六条関係）

5　施行期日

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行することとした。

◇**不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令**（政令第四四号）（経済産業省）

1　関係政令の整理

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第三三号）の施行に伴い、関係政令について所要の整理を行うこととした。（本則関係）

2　附則

元号を改める政令（平成三一年政令第一四三号）の施行に伴う所要の整理を行うこととした。（附則第二条～第一二条関係）

3　施行期日

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行することとした。

◇**国土交通省組織令及び交通政策審議会令の一部を改正する政令**（政令第四五号）（国土交通省）

一　国土交通省組織令の一部改正関係

1　大臣官房に公共交通・物流政策審議官、海外プロジェクト審議官及び公文書監理官を置くこととした。（第二〇条関係）

2　大臣官房に置かれる審議官及び参事官の定数を改めることとした。（第二〇条及び第二一条関係）

3　大臣官房総務課及び広報課の所掌事務を変更することとした。（第二五条及び第二六条関係）

4　総合政策局に交通政策課、地域交通課及びモビリティサービス推進課を置くこととした。（第三六条及び第四三条～第四五条関係）

5　総合政策局物流政策課の所掌事務を変更することとした。（第四六条関係）

6　土地・建設産業局総務課の所掌事務を変更することとした。（第七二条関係）

7　観光庁に置かれる審議官及び参事官の定数を改めることとした。（第二二二条関係）

8　観光庁に国際観光部を置くこととした。（第二二三条及び第二二四条関係）

二　交通政策審議会令の一部改正関係

交通体系分科会の庶務を担当する課を変更することとした。（第九条関係）

三　施行期日

この政令は、令和元年七月一日から施行することとした。

◇**貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第四六号）（国土交通省）

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第九六号）の施行期日は、令和元年一月一日とすることとした。ただし、同法第一条中貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八三号）第六三条の次に一条を加える改正規定及び同法第六四条の改正規定並びに同法附則第一条の次に一条を加える改正規定の施行期日は、令和元年七月一日とすることとした。

◇**麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令**（政令第四七号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を麻薬に指定することとした。

（第一条関係）

㈠　Ｎ－（一－アミノ－三・三－ジメチル－一－オキソブタン－二－イル）－一－（シクロヘキシルメチル）－一Ｈ－インダゾール－三－カルボキサミド及びその塩類

㈡　Ｎ－（一－アミノ－三・三－ジメチル－一－オキソブタン－二－イル）－一－（四－フルオロベンジル）－一Ｈ－インダゾール－三－カルボキサミド及びその塩類

㈢　二－エチルアミノ－一－（三・四－メチレンジオキシフェニル）ペンタン－一－オン及びその塩類

㈣　一－（四－シアノブチル）－Ｎ－（二－フェニルプロパン－二－イル）－一Ｈ－インダゾール－三－カルボキサミド及びその塩類

㈤　Ｎ－（一－フェネチルピペリジン－四－イル）－Ｎ－フェニルシクロプロパンカルボキサミド及びその塩類

㈥　Ｎ－（四－フルオロフェニル）－Ｎ－（一－フェネチルピペリジン－四－イル）ブタンアミド及びその塩類

㈦　Ｎ－（二－フルオロフェニル）－Ｎ－（一－フェネチルピペリジン－四－イル）プロパンアミド及びその塩類